

佐賀県神社庁報

第321号

★発行者 佐賀県神社庁

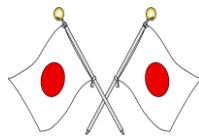
庁長 永代 龍三郎

佐賀市川原町八番二七号

★メールアドレス

hizen.sagaken-j-chou

@shore.ocn.ne.jp



祝祭日には国旗を
掲げましょう

第七十六回

九州地区神社庁連合会神職総会

去る五月十三日(火)から十四日(水)にかけて第七十六回目となる「九州各県神社庁連合会神職総会」が開催された。十三日(火)には神道青年会九州地区協議会(十四時)、九州地区神社保育関係者協議会(十四時半)、神社庁長参事会(十五時半)、式内社顕彰会(十六時)、等の諸会合がレインブラントホテル



大分にて行われ、関係者がそれぞれ出席した。当日の午後六時から前夜懇親会が催され当県より三十九名が参加、全体での参加者は三百三十名程で大いに賑わいを見せ

た。

翌十四日(水)早朝、九州各県神社庁長や来賓の春日神社正式参拝に始まり、その後は午前九時三十分神職総会が開会、開会儀礼、当番県である神大分県神社庁長の挨拶、来賓の挨拶等を経て議事に入り、神社本庁に提出する議案(宮崎県神社庁提出)が審議され異議無く承認となった。

続いて大会宣言を満場の拍手で決議(提出議案・宣言・決議は後掲)し、次期当番県である宮崎県の本部庁長が挨拶、宮崎での再会を約束し挨拶を述べられた(令和八年五月十三日、十四日予定)。

その後は講演会がおこなわれ、靖國神社 大塚海夫宮司より「大東亜戦争終結八十年にあたり“平和の社”で考えたこと」と題し、約六十分互って本年に相応しい講演を戴き、全ての日程を終えた。

▽神職総会における提出議案

終戦八十年にあたり 靖國神社と全国の護国神社に対し 英霊顕彰及び特別の奉賛運動を広く国民に拡める施策を推し進めるやう 神社本庁に要望するの件

(提案理由)

本年は、大東亜戦争終結八十年の節目の年になる。祖国を想ひ、故郷を想ひ、家族を想ひ散華し、平和の礎を築いた御英霊に感謝と慰霊の誠を捧げることは、私たち日本人の重大な使命である。しかしながら、全国の護国神社を支へる遺族会は、時の経過とともに組織率が低下し、神社の護持運営に大きな影響をもたらしてゐる。また、平和を享受し個人主義が主張される日本にあつて、英霊顕彰は益々厳しくなることが予想される。

神社本庁には、戦後の発展と平和が、尊い生命を捧げた御英霊の犠牲の上に成り立ってゐることを改めて広く国民

に知らしめるとともに、戦後八十年の節目の年にあたり、靖国神社をはじめ全国の護国神社に英霊顕彰の誠を捧げる運動を積極的に展開し、併せて今後の靖国神社、護国神社が安定して護持運営できる特別の施策を推し進めていただくやう要望する。

▽「宣言」

昭和二十年八月十五日、畏くも昭和天皇の御聖断によりポツダム宣言受諾の玉音放送がなされ、大東亜戦争は終結した。以来、我が国は「耐へ難きを堪へ、忍び難きを忍び」先覚諸賢の弛みない努力によつて今日の繁栄に至つたが、これは敗戦により打ちひしがれた全国民に希望と勇気を与へられた昭和天皇の御巡幸の御励ましと、「戦陣に死し職域に殉じ非命に斃れたる」御英霊のご加護の賜物である。

本年は恰も昭和天皇践祚百年、大東亜戦争終結八十年の年である。この秋に当たり我々神職は愈々、昭和天皇の御聖徳を仰ぎ、国の隆昌と世界の共存共栄とを祈り、祖国日本の興隆を念じ散華した御英霊の顕彰に努めることをここに誓ふ。

令和七年五月十四日

第七十六回

九州各県神社庁連合会神職総会

▽「決議」

第七十六回九州各県神社庁連合会神職総会にあたり、我々は宣言の趣旨を体し、これが達成のため鋭意努力せんことを誓ふ。

右、決議する。

令和七年五月十四日

第七十六回

九州各県神社庁連合会神職総会

【神職総会参加者】

佐賀地区第二支部南

新北神社宮司

川浪 勝英

日枝神社宮司

日吉 高明

佐賀地区第二支部北

香椎神社宮司

村田 直敏

本庄神社宮司

徳久 俊彦

金刀比羅神社宮司

古川 勝茂

高木八幡宮祢宜

大島 仁志

神埼地区支部

若宮神社宮司

山邊 和之

三養基地区支部

永世神社宮司

梶田 辰則

千栗八幡宮祢宜

東 孝澄

千栗八幡宮権祢宜

松尾 圭吾

小城地区支部

岡山神社宮司

栗原 潔

唐津市地区支部

唐津神社祢宜

戸川 健士

妙見神社宮司

本城 万里

八幡神社宮司

宮崎 貞克

東松浦地区西支部

八幡神社宮司

宮崎 浩司

西松浦地区支部

伊萬里神社祢宜

加志田崇嗣

杵島地区西支部

武雄神社宮司

武雄 哲司

八幡宮祢宜

黒髪 宜嗣

大江神大神宮権祢宜

井崎さとみ

杵島地区東支部

妻山神社宮司

永代龍三郎

妻山神社祢宜

永代 優仁

八坂神社祢宜

溝上 良夫

藤津地区支部

鷹屋神社宮司

中村 勝正

祐徳稻荷神社宮司

鍋島 朝寿

祐徳稻荷神社権祢宜

大島健太郎

佐賀地区第一支部

佐賀縣護國神社宮司

西原 清純

佐賀縣護國神社権祢宜

川浪 雅英

佐嘉神社宮司

佐野 安正

佐嘉神社祢宜

眞崎 実央

佐嘉神社権祢宜

落合 洲造

佐嘉神社権祢宜

溝口 美幸

堀江神社宮司

松中 浩泰

堀江神社祢宜

松中朝比古

伊勢神社祢宜 古川 恭子
佐賀県神社庁

参事 野崎 洸史
録事 田中 美香

川浪みなみ
川浪ゆかり

行事予定

六月

四日 敬婦役員会 於神社庁
九日 神政連結成五十五周年記念式典 於ニューオータニ
十日 神政連中央委員会 於本庁
十日 神政連本部長・事務局長連絡会 於本庁
十一日 神社庁事務担当者会 於本庁
十二日 神社本庁広報研修会 於本庁
十四日 東松浦西支部総代会総会 於本庁
於玄海町々民会館
十七日 県女子神職総会 於神社庁
佐賀県教誨師会総会
於はがくれ
十八日 鍋島直大命頌徳祭 於佐嘉神社

二十三日 神道青年会総会 於神社庁
二十六日 役員会 於神社庁

七月

十九日 伊萬里神社例祭
二十三日 役員会 於神社庁
二十九日 神社庁支部長会 於神社庁
二十九日 神社庁協議員会 於神社庁

事務連絡

令和七年五月二十一日付研修発第一八七号の二
神社本庁総合研究所長名・神社庁長宛

▼令和七年度神宮実習開催の件

標記の件、「階位検定及び授与に関する規程」に基づく神宮実習を左記により開催します。貴庁管内に希望者がある場合には、必要書類を添付の上、期日までに神社本庁総合研究所へ申込み下さいますやう、御指導願ひます。

記

一、対象者

明階検定に合格した者（但し、既に正階を有する者又は正階相当の神務実習を修了してをり、神職若しくは奉務予定者であること。）
一、神宮での実習

・期日

① 令和七年八月十八日（月）
から八月二十二日（土）

② 令和七年八月二十五日（月）
から八月三十日（土）

③ 令和七年九月一日（月）
から九月六日（土）

・場所

神宮道場（合宿制）三重県伊勢市宇治浦田一―二―五
※神宮城内、神宮御料地での実習、見学を含む。

一、申込書類

所定の入所申込書、希望調査表、履歴書、明階検定合格証の写、正階階位証の写（若しくは個別神社神社実習相当の修了証の写）、任用辞令の写（若しくは奉務予定神社宮司の推薦書）

※希望調査票の実習期日は必ず第二希望まで記入すること。

※任用辞令の写は出仕の辞令でも可。

一、申込期限

令和七年七月四日（金）

神社本庁必着（神社庁を経由すること）

※該当者がある場合は速やかに神社本庁総合研究所まで御連絡願ひます。

一、参加費

二万五千円（入所承認後、本庁からの通知を受けてから納入する）

一、定員

四十名程度（申込み多数の場合は、選考の上決定する。）

第一希望に参加できない場合もあることを御指導願ひます。

一、その他

実習対象者には以下の点を御伝達願ひます。

①中堅神職実習を全課程修了すれば本実習は免除されること。

※『月刊若木』令和元年六月号及び神職専用サイトを参照。

②左の事項が守られない場合は退所させるので注意すること。

- ・実習期間中携帯電話等電子機器の使用を禁止する。

- ・神宮職員及び指導員に従ひ、養成機関在学生の範となる態度、姿勢で参加すること。

③遅刻、早退、体調不良の場合はその場で参加を取り消す。

④実習の行程、「説明要綱」等その他必要事項については、入所承認後、参加者へ直接案内を送付する。

⑤入所承認後、健康診断書を本庁

宛に提出すること。

以上

令和七年五月二十一日付研修発第一五六号
神社本庁階位検定委員会委員長名・神社庁長宛

▼令和七年度階位検定試験（定期）実施の件

標記の件、別添「令和七年度階位検定試験（定期）」の通知により実施致しますので、左記の点に御留意の上、お取り計らひ願ひます。

尚、試験実施に際しまして、実施神社庁より試験監督等の御助勢をお願いすることがありますので、地区内神社庁及び周辺神社庁にあつては御協力の程、合せてお願い申し上げます。

記

一、試験場は、明階については神社本庁に限られますが、正階・権正階については、全国五ヶ所の試験場のうち、希望する試験場で受験することが出来ます。但し、各試験場には定員がありますので、受験生の現在居住地より近い試験場にて受験することを原則とします。

一、受験願書（検定料を含む）が提出されましたら、先づ受験地を確認し、神社本庁試験場での受験者についてのみ書類を受理願ひます。

もし神社庁試験場での受験者であれば、当該試験実施神社庁へ書類を提出するやう御指示下さい。

※別添「令和七年度階位検定試験（定期）」の通知の「五、出願①」を御参照下さい。

一、平成二十五年より、免除申請者について成績証明書の他に既修得講義内容が記載されてゐる書類（シラバス等）の提出の提出を義務付けてゐます。もし添付されてゐない場合は、添付するやう御指示下さい。

一、検定料は次の通りです。

一、受験願書提出締切（神社庁）は令和七年八月二十二日（金）です。貴庁で受理された願書をお取り纏めの上、左の様式の名簿を添付して、八月二十九日（金）必着にて神社本庁階位検定委員会宛にお送り下さい。その際、検定料については、交付金（検定料の二割）を差し引き、領収書を添付の上、送金願ひます。

※様式略

一、「受験願書」（二、〇〇〇）円、税別、送料実費）は、神社新報社にて頒布してゐますので、受験者が直接申し込んで結構です。貴庁お手持ちの「受験願書」がありましたら、別添の「階位検

定試験の通知」を差替へて頒布願ひます。必要部数を総合研究部研修課まで連絡戴ければお送り致します。

以上

令和七年五月二十一日付本奉発第三二号
神社本庁総長名・神社庁長宛

▼第五十四回「初穂曳」奉仕参加依頼の件

標記の件、別添要項の通り、神社本庁・伊勢神宮崇敬会・伊勢神宮奉仕会の三団体協働により実施致しますので、貴庁から五名程度の奉仕参加者を御派遣下さいますやう、お願い申し上げます。特に神宮より「イセヒカリ」の舂種を譲与された神社に対しては、初穂の奉納も重ねて御勧奨下さい。

また、本件は神社本庁指定団体にも別途通知してをりますが、貴管内関係団体(氏子青年会、敬神婦人会等)への参加勧奨も併せてお願い致します。御参考までに指定団体宛通知を同封致します。

御参加申込みにつきましては、同封申込書を以て、八月二十九日(金)必着にて神社本庁本宗奉賛部まで御回報願ひます。

記

一、主催

神社本庁・伊勢神宮崇敬会・

一、協力
伊勢神宮奉仕会

一、目的
全国神社総代会

「初穂曳」は、伊勢の旧神領民が昭和四十八年の第六十回神宮式年遷宮を機に、初穂を大御神様に奉献するとともに、御木曳行事の伝統を継承してゆくことを目的として始めました。本年も新穀感謝祭の先駆けとして全国からの初穂を両宮に奉献し、神恩への感謝と神宮奉賛の誠を捧げたく存じます。

一、日程

十月十五日(水)

午前八時半～九時半 受付(神宮会館ロビー)

午前十時 結団式・日程説明

午前十時十五分～午後零時半頃 初穂曳奉仕(初穂奉納・解団式・外宮御垣内参拝)※雨天決行

午後一時 昼食(神宮会館)
《事前申込者のみ》

午後二時 半宇治橋前集合

午後三時 内宮御垣内参拝・御神楽奉納

午後四時半 解散

《夜間奉拝》※参加者のうち事前申込者のみ

午後九時～十一時頃

神嘗祭由貴夕大御饌奉拝(外宮)

一、定員

初穂曳 二〇〇名

神嘗祭由貴夕大御饌奉拝

初穂曳奉仕者のうち事前申込者のみ

一、注意事項

・域内にカメラ、携帯電話等とはもとより、手荷物持込はできません。

・夜間奉拝参加者は夕食時に飲酒しないで下さい。酒気帯び者は奉拝に参加できません。

一、服装

奉曳・外宮参拝時白シャツ・白ズボン・白運動靴を御持参下さい。ハッピは貸与します。

奉拝・内宮参拝時男性は背広・ネクタイ着用、女性は男性の服装に準じます。

一、参加費

初穂曳

一名三、五〇〇円(初穂料、

奉曳費、諸経費)

夜間奉拝

一名一、五〇〇円(移動バス

代)

※事前申込者のみ

※伊勢神宮崇敬会がお送りする案内に従ひ、**事前に参加費をお納め下さい**

(九月末日迄)

尚、旅行費用(交通費、宿泊費等)は各自の御負担となります。

悪天候等により参加者の安全が確保できない時には、夜間奉拝を含め中止する場合があります。

この際、参加費の返戻はありませんので、御了承願ひます。

一、宿泊

御希望により神宮会館を予約致します。尚、一室四、五名で他の参加者と相部屋になる場合がありますので、予め御了承下さい。

神宮会館定員(本館五〇名、西館一〇名)超過の場合は、他の宿泊施設を御手配願ひます。

尚、奉拝参加者優先とし、先着順となりますので、御了承願下さい。

宿泊費(一泊二食付)は本館一三、七五〇円、西館一一、五五〇円(各税込)となります。

一、昼食

当日は、御希望により神宮会館にて、幕の内(税込二、一〇〇円)を用意致しますので、希望される場合は

参加申込書に記入して下さい。

一、献穀米

初穂奉納者は別紙参照の上、両宮へ各一束(計二束を、**十月五日(土)**必着でお送り下さい。

送付先

〒五一六〇〇二五伊勢市

宇治中之切町一五二

伊勢神宮崇敬会初穂曳係宛

電話〇五九六一二四七一六二

一、申込方法

八月二十九日(金)迄に、申込書(別紙)に御記入の上、各神社庁を通じて神社本庁までお申込み下さい。※申込みについては、**締切期日を厳守して下さい**。尚、申込者多数の場合は、**先着順に定員となり次第、締め切りとさせて戴きますこと**を御了承下さい。※神嘗祭由貴夕大御饌の奉拝を希望される方は、申込書所定欄に御記入下さい。但し、奉拝の申込みは原則として神宮会館宿泊者(十五日)に限りません。

一、備考

新型コロナウイルスの感染状況等により、内容の変更・中止の場合があります。

以上

令和七年五月二十一日付本奉発第三四号
神社本庁総長名・神社庁長宛

▼令和七年度夏季「親子参宮団」の実施について

標記の件、例年神社本庁では、青少年が神宮の自然や文化に直接触れる機会を設け、神宮への崇敬心を涵養し、将来の御遷宮への意義啓発を図ってゆくことを目的とした参宮計画を奨励してをります。

「親子参宮団」は、夏季(七月二十日(八月三十一日)及び明年春季(三月一日(三月三十一日))に、別紙要項のと通り実施することができまますので、貴管内本務神社宮司各位へ配布戴きたく、宜しく願ひ申し上げます。

尚、本件は神社本庁指定団体にも別途通知しましたことを申し添へます。

記

一、目的

神宮の自然や文化に直接触れることで、神宮に対する崇敬の念を養ひ、次代の式年遷宮を担ふ青少年の健全なる育成を目指します。

一、実施期間

○夏季 令和年七月二十日(日) ()

八月三十一日(日)

○春季 令和七年三月一日(日) ()

三月三十一日(火)

一、対象

親子参宮団の目的に賛同し、神社庁や支部、神社関係者団体が募った親子となります。

一、内容

○両宮参拝（どちらかで御神楽奉納）が原則となります。御神楽奉納には、神楽料が必要です。

○本企画による場合「せんぐう館」「神宮徴古館」の入場料は無料となります。

○両宮参拝時は神宮職員もしくは神社本庁職員が案内いたします。但し、土曜・日曜・祝日及び神宮で祭典・行事等が行はれる日は神宮職員による案内はありません。

○夜間参拝を実施する事ができます。実施を希望する場合は、事前に神社本庁本宗奉賛部まで御相談下さい。

一、行程例

行程例①（内宮で御神楽を奉納する場合）

外宮参拝・境内散策・せんぐう館見学（八〇分）↓（車での移動約一〇分）↓神宮徴古館見学（四〇分）※↓（車での移動約一〇分）↓内宮参拝・境内散策（五〇分）・御神楽奉納（六〇分）

行程例②（外宮で御神楽を奉納する場合）

外宮参拝・境内散策（四〇分）・御神楽奉納（六〇分）・せんぐう館見学（四〇分）↓（車での移動約一〇分）神宮徴古館見学（四〇分）※↓（車での移動約一〇分）↓内宮参拝・境内散策（五〇分）

○所要時間は、御正宮と第一別宮を参拝した場合を目安としてゐます。

一、申込

出発日の一ヶ月前までに、別添申込書の書式に基づき、神社本庁本宗奉賛部宛お申込み下さい。神社庁支部及び神社関係者団体についても、所属神社庁を通じての申込みとなります。尚、実施日時及び内容については、事前に本庁へ御相談願ひます。

一、提供資料

希望により青少年向け教化冊子及び記念品を提供致しますので、申込書に必要なの有無を御記入下さい。

一、備考

○参拝は、原則として自由参拝となります。

○神宮までの往復移動手段、宿泊については企画者側で御手配願ひます。無理のない行程でお組み下さい。

以上

令和七年五月二十六日付研修発第二一四号
神社本庁総合研究所長名・神社庁長宛

▼令和七年 明階授与申請時の差額措置適用にかかる特例措置について

標記の件、新型コロナウイルス感染症の影響による、差額措置適用期間中の研修実施状況等に鑑み、左記により「階位検定及び授与に関する規程」第十六条の二に定める差額措置適用期間の特例を設けますので、お取り扱ひの程宜しく願ひ申し上げます。

記

一、対象者

令和二年三月に明階検定合格正階授与となった者の内、令和七年三月末日時点で神宮実習・中央実習・初任神職研修を終へ、各種研修を三日間以上修了してゐる者。

一、延長期間

令和八年三月末日迄

一、備考

本件適用については、対象者の研修歴及び研修実施状況等を考慮し、個別対応と致しますので、進達にあたっては、必ず事前に研修

課へ問い合わせ下さい。

以上

令和七年五月二十七日付総神発第二二七号

神社本庁総長名・神社庁長宛

▼自然災害への取組みについて

標記の件、地震や台風、水害、落雷等の自然災害により、本庁包括下神社においても毎年のやうに社殿や工作物への被害が生じてをります。特に八月から十月にかけて発生する大型台風による神社への被害が危惧され、集中豪雨もまた六月頃より発生してゐます。

つきましては、自然災害に対し、各神社が主体的に役員・総代等と共に当該神社における防災意識を涵養する等、不時の災害を見据ゑた事前の対策を、概ね左記の例を参考に各神社の状況に応じて検討戴き、以て災害が発生した場合の対応に万全を期されるやう、各神社に周知徹底方御配慮願ひます。

殊に、地震を含む広域・激甚災害発生時には、氏子等の緊急避難所として神社施設及び境内地の開放を求められる例が多数報告されてゐることから、地域の実情を踏まへ、不測の事態に備へた神社としての対策を講じておくことも望まれますので、この点、御留意願ひます。

尚、冊子『神社本庁災害対策要領』（平成二十七年六月一日発行、神職専用サイトにも掲出）を作成してゐますので、災害時における神社奉護の為に役立て戴きますやう宜しくお願ひ申し上げます。

記

一、事前検討事項（例）

①役員・総代を交へた境内施設の状況の確認

イ 建物の補修箇所の把握と必要

に応じた修理・改築の検討

ロ 工作物の補強や柵等の設置及び必要に応じて危険を周知する

立札等設置の検討

ハ 神社の背後の山、法面等が崩落して社殿や工作物、住民等への被害が生じるおそれのある箇所の対策

ニ 河川の氾濫、土砂の流入、津波等の影響を受ける立地にある神社にあっては、被害を最小限にするための行政の治山治水事業、急傾斜地等危険地対策事業への協力等（尊厳護持に影響を及ぼさない範囲）

ホ 災害発生時の対応（避難経路・表示等の設置、消火器・消火栓設

置と使用方法の確認、建物や工作物倒壊時に使用する工具の確認等）

②同様な被害が頻繁に発生する神社（神社を含む地域）にあっては、減災等の方途を講じる。

③不測の事態を見据ゑた資金積立等の検討

イ 必要に応じて役員会を開催の上、修理・改築に係る特別会計の設定

ロ 火災保険、地震保険、神社賠償責任保険等、各種保険加入の検討

④都道府県及び市区町村で作成してゐる防災パンフレット、ハザードマップ等の取寄せと、記載事項にかかる確認（最新情報の収集に留意）及び点検。また、参拝者の避難誘導にかかる手順等の確認

⑤境内及び施設が避難場所（一時避難場所）「一時集合場所」等を含むに指定されてゐるかの確認

⑥行政、警察、消防時連絡窓口及び連絡方法の確認

⑦消防当局を交へての消火訓練や防災訓練、救急救命（AED）訓練等の実施、消防計画の策定

⑧職員用簡易食料・水の備蓄（できれ

ば五日分以上が望ましい)、固形燃料・毛布・ラヂオ・ブルーシート・工作物等の備付、寒暖対応用機器やこれら備品の使用期限の確認

⑨ 神社庁支部内、神社庁との連絡方法及び緊急連絡網(役員・総代・氏子、兼務神社含む)の整備

二、災害発生時の対応に係る検討事項(例)

① 役員・総代を交へた対応の検討(兼務神社も同様)

イ 御神体・御神宝等の法安及び盗難対策

ロ 重要書類・現金・通帳等の確保

ハ 火災発生時の消火対策、参拝者の避難誘導方法の確認(人命優先)

ニ 安全が確保された段階での境内及び建物・工作物の総点検

ホ 危険箇所の周知、立入禁止等の設置(兼務神社について忘れられがちとなるので、特に留意する)

ヘ 必要に応じた氏子への社務所等神社施設開放に係る確認(感染症の対策防止策を含む)

ト 支援、救援物資の要請について(避難場所或は避難所となった場合は、行政へ連絡することを含む)

② 災害発生時における支部・神社庁の

連絡体制

イ 速やかに神社庁へ被害の有無等を報告(神社庁から本庁へ被害状況を連絡。被害の規模その他を把握し、支援・復旧復興の方途などを策定するために必要な情報となる)

ロ 被害状況の記録(写真撮影等)及び本庁統理宛被災報告書の提出(「災害慰藉規程」に基づく)

三、その他参考事項

① 通達「参拝者の激増に処する対策について」(昭和三十一年通達第一号)

〔「神社本庁規程類集」参照〕

② 通達「盗難及び災害予防について」(昭和三十一年通達第十九号)(全右)

③ 通達「神社の工作物等にかかる事故防止について」(昭和四十七年通達第二号)(全右)

④ 通達「盗難防止について」(昭和五十七年通達第七号)(全右)

⑤ 通達「火災の防止について」(昭和六十一年通達第一号)(全右)

⑥ 通達「火災・盗難防止について」(昭和六十三年通達第三号)(全右)

以上

◆◆敬神婦人会たより◆◆

令和八年版「ゆとりズム手帳」刊行

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。 全国敬神婦人会事務局

平素より本会の諸活動につきましては、格別なるご理解ご協力を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

扱、本会では、日本の年中行事や文化の紹介を通じ、伝統的な生活習慣を次世代に伝えてゆくことを目的とした「ゆとりズム」のテーマに則し、「ゆとりズム手帳」を刊行しております。

此度の令和八年版は、季節の草花をあしらった和服をイメージさせる上品なデザインになっております。神社の豆知識や日本の文化についてもわかりやすく掲載しており、日常の場面においても使いやすく、便利な内容に仕上がっております。

頒布価格は、一部一、〇〇〇円(送料本会負担)となり、事業収益は社会福祉事業及び次期神宮式年遷宮の募財として活用させていただきます。

つきましては、申込みチラシを同封致しますので、管内の会員様はもとより、各種の会合において頒布方宜しくお願い申し上げます。

なお、令和七年版より環境保護の観点から、手帳付属のビニールカバーは廃止となりました。御要望の方は別売り(単価二〇〇円)にてお求めいただけます。何卒ご了承ください。存じます。

本年も引き続き、会員の皆様には倍旧のご協力を賜りますとともに、頒布数に限りがありますので、お早めのご注文をお願い致したく、御鳳声方重ねてお願い申し上げます。



研修案内

長崎県神社庁主催

▼階位検定講習会開催

一、期日 令和七年七月十五日

～八月十日

一、会場 長崎県神社庁

一、募集人員

権正階 十名

直階 十名

一、申込期限

六月十六日【必着】

※詳細は神社庁へお問合せ下さい。

山口県神社庁主催

▼階位検定講習会開催

一、期日 令和七年八月十二日

～九月九日

一、会場 山口県神社庁

一、募集人員

権正階 十五名

直階 二十五名

一、申込期限

五月二十日～六月二十日

【必着】

※詳細は神社庁へお問合せ下さい。

事務報告

【承認】

■建物変更

淀姫神社 (佐賀市川副町福富)

令和七年五月二十一日付

【任免】

■諏訪神社祢宜 隈本 次宏

唐津市浜玉町浜崎

諏訪神社宮司に任ずる

令和七年四月一日

■諏訪神社宮司 隈本 次宏

唐津市浜玉町東山田

兼ねて八幡神社宮司に任ずる

兼ねて野田神社宮司に任ずる

令和七年四月一日

■須賀神社兼日子神社

宮司 南里 昌芳

願に依り小城市三日月町金田

日子神社宮司特任を免ずる

令和七年五月三十一日

■須賀神社宮司 南里 昌芳

小城市三日月町金田

兼ねて日子神社宮司に任ずる

令和七年六月一日

■田中 靖浩

神崎市脊振町服巻

脊振神社祢宜に任ずる

令和七年六月一日

【新任神職紹介】

宜しく願います！



蠣久天満宮祢宜

えぞえ

江副 良美

昭和五十七年生まれ

大東亜戦争終結八十年に寄せて

佐賀県護國神社

宮司 西原 清純

令和七年は終戦八十年を迎えます。日本にとりましても当社にとりましても大きな節目の年であります。

佐賀県護國神社は、国難に殉じられまして三五、六〇二柱の英霊を御祭神として奉祀いたしております。今の繁栄と平和は、御祭神の御神徳によるものであり、今後も日本そして佐賀の守り神としてわたくしたちを導きいただくことと存じます。末永く、慰霊・顕彰とともに広大無辺の御神徳に感謝の誠をささげねばと思う次第です。

しかしながら、終戦から八十年、先の大戦の戦友・御遺族の方々は減少の一途をたどっております。そして戦争を知らない世代が多数を占め、平和の礎となられた英霊に思いを致すこともなく恩恵のみ享受する人々が増加しているのではないのでしょうか。事実、当社におきましても目に見えて参拝が減少しております。

このような中、神社本庁におかれては、各県神社庁に「靖國神社・護國神社参拝

運動実施の件」として参拝推奨いただき、佐賀県神社庁では「靖國神社護國神社参拝推奨」を活動計画に掲げられております。誠に有難く感謝に堪えません。

靖國神社におかれては特別参拝の御案内がなされておりますので、是非、奉慰顕彰の誠心にて、広く靖國神社・護國神社に御参拝いただきたく衷心よりお願い申し上げます。

また当社におきましても、正式参拝を随時承っております。

県内各神社総代会・敬神婦人会・崇敬会・関係団体など、この節目の年の御参拝を心よりお待ち申し上げます。

また後日、当社より各宮司様宛に改めて御案内をお送り致しますので、何卒御理解と御協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

靖國神社・護國神社に参拝しましょう

佐賀県神社庁では、本年十二月九日(火)～十日(水)にかけて靖國神社参拝団を計画しています。お忙しい時期とは存じますが、多数御参加下さいますようお願い申し上げます。

詳細は決まり次第追って御案内させていただきます。



【注意】神社施設の銅板を狙った被害が発生しています！

5月に入り、県下神社に於いて本殿や拝殿屋根等に用いられている銅板が剥がされ盗奪されるという事案が発生しています。

現在、3社の神社で被害を確認しておりますが、何れも人目に付きにくい場所、社殿の傍に車を寄せ易い神社が共通して狙われている模様です。

県下神職の皆様には総代等の関係者と連絡を密にし、見廻りの強化に努めて戴くようお願い申し上げます。

また、被害発生後、下記の通り各支部に注意喚起を発出しておりますので、支部内での情報共有についても引続き宜しくお願い致します。

発佐神第八一号

令和七年五月十九日

佐賀県神社庁長 永 代 龍三郎

支部長・支部幹事 殿

盗難による神社施設被害の予防について（注意喚起）

標記の件、新聞報道等にて御承知の通り佐賀市大和町にある神社（包括外）に於いて社殿屋根の銅板が盗奪される事案が発生致しました。

つきましては、支部管内の神職・神社関係者に、別添の通達書類を改めて御周知の上、被害への注意喚起をされるようお願い申し上げます。

また、万一神社が被害を受けた際には、速やかに所轄警察署に連絡されるとともに、人災（盗難）として三月以内に神社被災報告書を提出するよう、支部管内神社に周知願います。

以 上

**行事等のお知らせ**

- 神社庁支部長会 7月23日（水）14時
- 神社庁協議員会 7月29日（火）14時
- 総代会支部長会／評議員会 8月4日（月）13時半／15時
- 国民精神昂揚運動合同研修会 9月17日（水）～18日（木）